

重度心身障害児(者)医療費受給者証の更新手続き

現在お持ちの受給者証は7月31日(土)で期限が切れます。8月以降の新しい受給者証をお渡しするので、更新手続きにお越しください。なお、該当者には事前に案内と申請用紙を送付します。

更新手続きに必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 加入している健康保険証
- ・ 現在お持ちの受給者証
- ・ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・ 障害の程度が確認できるもの(身体障害者手帳など)

問 住民課 (吉備庁舎)

国民年金

国民年金保険料の納付が

困難なときは

国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

● 令和3年度(2021年度)の申請書の受付開始日/7月1日(木)

※ 申請・審査対象期間は、令和3年(2021年)7月から令和4年(2022年)6月です。

※ 令和2年度(2020年度)以前の国民年金保険料未納期間についても、申請日から2年1ヵ月前の月までさかのぼって免除申請することができます。

申請書提出先

- ・ 住民課(吉備庁舎)・やすらぎ福祉課(金屋庁舎)・清水行政局住民福祉室・各出張所
- ・ 和歌山西年金事務所(郵送可)

申請に必要なもの

- ・ 国民年金手帳
- ・ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・ 離職票(失業などを理由として申請する場合)

免除・猶予の審査

免除の場合は、本人・配偶者・世帯主の前年所得、猶予の場合は、本人・配偶者の前年所得により審査されます。

保険料の追納

免除などの承認を受けた各月から10年以内であれば申し出により保険料を納めることができます。

ただし、追納する対象期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当

時の保険料に経過期間に応じた金額が加算されます。

問 住民課(吉備庁舎)・和歌山西年金事務所 ☎073・447・1660

健康

一緒に「健康づくり」を始めませんか?

令和3年度健康推進員を募集

有田川町では、和歌山県健康推進員養成事業を受け、令和3年度(2021年度)健康推進員養成講座を実施します。健康づくりの基礎知識を学び、一緒に楽しく活動を始めませんか。

健康推進員とは/ご自身や家族、地域住民への「健康づくり」に関する啓発活動を担う人のことをいいます。

● 実施日時 (いずれかを選択)
 ・ 8月17日(火) 12時50分~16時30分
 ・ 9月6日(月) 12時50分~16時30分

● 場所/有田振興局3階大会議室
 (湯浅町湯浅2355・1)

受講料/無料

定員/15人(先着順)

申込受付期間/7月21日(水)まで

申し込み方法/電話

申問 健康推進課(金屋庁舎)